

平成27年度

ボランティア保険のご案内

(ボランティア活動保険)

ボランティア保険とは…

- ① ボランティア活動中の事故によりボランティア本人が死亡もしくはケガをした。
- ② ボランティアの方々が、ボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた。

上記①、②の場合を補償する保険です。



ボランティア活動の原則

① 自主性・自発性

② 社会性・公共性

③ 無償性・無給性

④ 先駆性・開拓性

対象となるボランティア活動	1ページ
ボランティア保険の概要	1ページ
補償内容・保険料	2ページ
ご加入方法	8ページ
事故発生時の手続	9ページ

保険期間

平成27年4月1日0時から
平成28年3月31日24時までの1年間

※中途加入の方:加入手続完了日の翌日0時から平成28年3月31日まで

この保険にご加入いただける方

京都府社会福祉協議会に本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア個人、または登録したボランティア活動団体（登録につきましては、保険加入と同時に受付します。）

ステップ1

この保険の対象となるボランティア活動をご確認ください。

下記①～③のすべてに該当する活動をいいます。

- ①日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する目的をもって取り組まれる活動
- ②所属ボランティア活動団体の会則に則り、企画・立案された活動、社会福祉協議会に届け出た、または社会福祉協議会の委嘱を受けた活動
- ③無償の活動

（交通費・食事代等、費用弁償程度の支給は無償の範囲に含みます）

※活動のための学習会、研修会、会議や、活動場所への通常の経路による往復途上も含まれます。

※宿泊を伴う活動も対象になります。

※被保険者が加入したボランティア団体の別団体での活動も、上記を満たす団体の場合には対象となります。

この保険の対象とならないボランティア活動

- 海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- インターンシップ等や資格取得等を目指した活動
- 団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動
- 自助活動
- 学校の管理下（授業の一環として参加する）として行うボランティア活動（ボランティアサークル・クラブ活動は対象とします。）
- PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動（※上記の活動を対象とした保険をお探しの場合は取扱代理店までご相談ください。）
- 企業等の営利事業の一環として行う活動

等

ステップ2

ボランティア保険の概要・補償内容・保険料をご確認ください。

傷害補償

日本国内において被保険者がボランティア活動中（往復途上を含みます。）に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等をお支払いします。

・ボランティア活動中の食中毒（細菌性食中毒も含む）も補償の対象となります。

・日射または熱射による身体の障害をケガに含め傷害保険金をお支払いします。（熱中症危険補償特約）

事故例

・ボランティア活動中に転んでケガをした。

・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。

賠償責任補償

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財産を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。

ボランティア活動中に発生した事故 (例) 介護ボランティア中に、誤って車いすから利用者を落としケガをさせ賠償責任を負った。	ボランティア活動中に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 (例) ボランティアが体育館備え付けの運動具を破損させ賠償責任を負った。 保管物について正当な権利を有する物に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。
ボランティア活動中に伴って提供した財物に起因する事故 (例) ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、賠償責任を負った。	ボランティア活動の結果に起因する事故 (例) ボランティアが建てた仮設テントが、設置の不備により倒れ、下にいた子どもがケガをして賠償責任を負った。

補償内容・保険料

加入は1名につき1口です。保険期間の途中で加入された場合でも保険料は同額となります。また、中途解約による保険料の払い戻しは出来ません。

プラン		基本コース			天災コース		
		地震・噴火・津波によるケガも補償！					
		Sプラン	Aプラン	Bプラン	天災Sプラン	天災Aプラン	天災Bプラン
補償内容		熱中症によるケガも補償！					
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	915万円	974万円	2,637万円	467万円	686万円	1,814万円
	入院保険金日額	5,000円	6,000円	8,000円	5,000円	6,000円	8,000円
	通院保険金日額	3,000円	4,000円	5,000円	3,000円	4,000円	5,000円
賠償責任補償 (身体障害・財物損壊共通)		1事故につき(支払限度額) 3億円 (免責金額：なし)					
特約	天災補償	×	×	×	○	○	○
被保険者1名あたりの保険料		250円	300円	500円	450円	600円	1,100円

※全プラン（基本コース・天災コース）とも熱中症によるケガも対象となります。

※後遺障害等級第1～7級限定補償特約が付帯されております。詳細は、次項の「お支払いする保険金の種類」欄をご確認ください。

【手術保険金】

上記保険金のほか、手術保険金として以下の保険金額をお支払いします。

①入院中に受けた手術の場合…「入院保険金日額」×10 ②①以外の手術の場合…「入院保険金日額」×5

【後遺障害保険金】

保険金をお支払いする後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の100%～42%をお支払いします。

ステップ3

保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金の種類、 保険金をお支払いしない主な場合をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金の種類

	保険金をお支払いする主な場合	お支払する保険金の種類
賠償責任補償	<p>被保険者（この保険契約により補償を受けられる方）が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して保険金をお支払いします。</p> <p>(a) ボランティア活動中に発生した事故 (b) ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故 (c) ボランティア活動の結果に起因する事故 (d) ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取 なお、(d)については、保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。</p>	<p>①損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）</p> <p>②損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③権利保全行使費用 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用</p> <p>⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用</p> <p>上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額からパンフレット記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、パンフレット記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。「お支払いする争訟費用の額＝⑥争訟費用の額×支払限度額÷①損害賠償金の額」なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。</p>
	傷害補償	<p>日本国内において、被保険者がボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いします。</p>
<p>※「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。</p>		
<p>※「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。</p>		

傷害補償	<p>②先進医療に該当する診療行為(注2)</p> <p>(注1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。</p> <p>(注2) ②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p> <p>※通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものみなします。</p> <p>「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 <p>「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等(バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー等)は含まれません。</p> <p>※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>
	<p>保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。</p>

保険金をお支払いしない主な場合 次のいずれかに該当する損害賠償責任、ケガ等に対しては保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合	
賠償責任補償	<p>○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任 ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害賠償責任 ○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ○被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ○航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する損害賠償責任</p> <p>○提供物またはボランティア活動の結果が、初期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ○被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>○被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する損害賠償責任</p> <p>・人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案</p> <p>・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示</p> <p>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術</p> <p>○被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○提供物の瑕疵(かし)による提等供物自体の損壊に対する賠償責任</p>
	<p>○保険契約者、被保険者または傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</p> <p>○自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中のケガ(酒気帯び運転とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転することをいいます。) ○脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ</p> <p>○妊娠、出産、早産または流産によるケガ ○外科的手術その他の医療措置によるケガ。ただし、外科的手術その他の医療措置によって生じた傷害が、引受保険会社が補償すべき傷害の治療によるものである場合には、お支払いの対象となります。 ○頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ○入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ○原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によるケガ ○地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるケガ ○山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの運動を行っている間に生じたケガ</p> <p>○乗用具によるレース中(レース中に準じるものおよび練習中を含みます。)のケガ</p> <p>○次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間のケガ</p> <p>・海難救助ボランティア活動 ・山岳救助ボランティア活動 ・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動</p> <p>・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動</p> <p>○職業または職務に従事している間のケガ</p>

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

注意事項

- <保険会社破綻時等の取扱い> (平成27年1月現在)
- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、保険金をお支払いする日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いをさせていただきます。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなど医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - ボランティア保険は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が保険契約者となる明細つき契約の保険です。
 - ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◇申込人	・京都府社会福祉協議会に本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア個人、または登録したボランティア活動団体(登録につきましては、保険加入と同時に受付します)
◇記名被保険者(補償の対象者)	・京都府社会福祉協議会(ボランティア活動推進法人)に登録、または委嘱されているボランティア個人と、その監督義務者およびボランティアが所属するNPO法人(特定非営利活動法人促進法に基づく)

<特定非営利活動法人補償特約> (全てのプランにセットされます。)

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、NPO法人を被保険者に含め、ボランティアがNPO法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、NPO法人が賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、賠償責任補償の支払限度額が適用されます。

ステップ4

重要事項をご確認ください。

2013年10月1日以降始期契約用

ボランティア活動保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面ではボランティア活動保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款^(※)・特約^(※)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人^(※)と被保険者^(※)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票^(※)への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
ボランティア活動保険	ボランティア活動保険普通保険約款
	①賠償責任条項 → 賠償責任補償 ②傷害条項 → 傷害補償 +特定非営利活動法人補償特約 細菌性中毒およびウイルス性食中毒補償特約 天災危険補償特約(天災補償プランのみ) 熱中症危険補償特約 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 後遺障害等級第1～7級限定補償特約

(2) 補償内容

■被保険者

補償項目の種類	被保険者 ^(※)
賠償責任補償	①ボランティア ^(※) ②上記①の監督義務者およびボランティアが所属するNPO法人(特定非営利活動法人促進法に基づく)
傷害補償	ボランティア

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P3の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いする保険金

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P3の「お支払いする保険金の種類」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P4の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】株式会社エスアールエム
〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672
TEL: 075-822-8613 FAX: 075-841-1878

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

(3) 対象となる保険契約者

この保険契約にて保険契約者となるのは、ボランティア活動推進法人^(※)のみです。「ボランティア活動推進法人」の定義については、用語のご説明(P7)をご参照ください。

(4) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(5) 保険期間

この保険の保険期間^(※)は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)(表紙)または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P2をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(※)は、保険金額^(※)等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P2または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P8をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険には、ご加入の脱退(解約)に際しての解約返れい金はありません。**【注意喚起情報のご説明】**(P6)の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

※(※)印の用語については、**【用語のご説明】**(P7)をご参照ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人^(※)にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款^(※)・特約^(※)によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、保険期間^(※)が1年間以下であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人、被保険者^(※)には、ご加入時に危険^(※)に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票^(※)に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金^(※)をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額^(※)等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票記載のボランティア^(※)の変更がある場合(ボランティア活動保険追加特約(月例精算方式)もしくはボランティア活動保険追加特約(一括精算方式)がセットされている場合を除きます。)
- ボランティア活動推進法人^(※)が自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人(国および地方公共団体を含みます。)でなくなった場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入申込票記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(3)その他の注意事項

傷害補償^(※)の被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償^(※)の解約を求められます。この場合、保険契約者は傷害補償^(※)を解約しなければなりません。

- ① 傷害補償^(※)の被保険者となることについて、同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ◇引受保険会社に傷害補償^(※)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ◇保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ ②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償^(※)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

- ⑤ 保険契約者と被保険者との間の親族^(※)関係の終了等により、傷害補償^(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書等が必要となります。(注)その被保険者にかかわる部分に限ります

3.補償の開始時期

始期日^(※)の0時に補償を開始します。保険料^(※)は、パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P8記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。なお、ボランティア活動保険追加特約(月例精算方式)もしくはボランティア活動保険追加特約(一括精算方式)がセットされた場合、始期日以降に保険加入手続きが完了した被保険者については、加入手続きが完了した日の翌日午前0時から補償を開始します。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P4をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P8記載の方法により払込みください。パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P8記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

6.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社へ速やかにお申出ください。

■この保険契約には、解約返れい金の返還はありません。

■ボランティア活動保険追加特約(月例精算方式)もしくはボランティア活動保険追加特約(一括精算方式)がセットされている場合には、ご解約に伴い、解約日^(※)または満期日^(※)等までの期間に相当する保険料について追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

7.保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「ボランティア保険のご案内」)P4をご参照ください。

※(※)印の用語については、用語のご説明(P7)をご参照ください。

用語のご説明

	用語	説明	
ア行	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
	医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。	
カ行	解約日	保険期間の中で保険契約が解約された日をいいます。	
	加入申込票	引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。	
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。	
	ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー等）は含まれません。	
	記名被保険者	加入申込票に記載された被保険者をいいます。	
	頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。	
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）中毒症状とは、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。	
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。		
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。		
サ行	始期日	保険期間の初日をいいます。	
	酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することをいいます。	
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	
	失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。	
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非腫瘍的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療に該当する診療行為（注2） （注1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （注2）②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。	
	乗用具	自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。	
	所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。	
親族	6親等内の血族、配偶者（注）および3親等内の姻族をいいます。 （注）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。		
タ行	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。	
	特約	オプションとなる補償内容等普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	
ナ行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
ハ行	被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。	
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・加入申込票記載の保険期間をいいます。	
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。	
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。支払限度額ともいいます。	
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。	
	ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で次のいずれかに該当する方をいいます。 ア. ボランティア活動団体の構成員 イ. ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた方またはボランティア活動推進法人に登録した方	
	ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償（注1）の活動は除きます。 ア. 所属ボランティア活動団体の会則（注2）に則り企画、立案された活動 イ. ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に届け出た活動 （注1）交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。 （注2）名称を問いません。	
	ボランティア活動推進法人	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動の推進または社会福祉の推進を目的とする法人（国および地方公共団体を含みます。）をいいます。	
	ボランティア活動団体	ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた、またはボランティア活動推進法人に登録した団体をいいます。	
	ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居（注）を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。（注）住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰着する場合は、その施設とします。	
	マ行	満期日	保険期間の末日をいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
申込人		引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	

(注) ボランティア保険はボランティア個人が被保険者となりますので、ボランティア活動中であれば保険加入時に所属されているボランティア団体に制約されることなく補償の対象者となります。重複加入されないようご注意ください。

1. 申込書類を記入する

ボランティア保険ご加入に必要な書類は以下のとおりです。

申
込
書
類

①ボランティア保険加入申込票

②加入者名簿

被保険者(補償の対象者)名簿[必ずご提出ください]
団体名(登録番号)・被保険者(補償の対象者)氏名・住所・連絡先TELが記載されているものを名簿としてご提出ください。

③加入登録票

(初回申込時、または登録内容に変更のあった時のみ)

※加入団体が同一の場合、登録番号はボランティア保険と福祉行事保険で共通の番号となっております。更新や追加の場合、登録番号は変更ありません。

申込書類は京都市社会福祉協議会もしくは、京都市内の
各市町村社会福祉協議会ボランティアセンター窓口にて入手してください。
『福祉の保険 スマイル』 ホームページからも印刷できます。
<http://www.srm-net.co.jp/smile/>

2. 保険料を振込み、加入申込票に貼付する

- 払込保険料をご確認の上、郵便局または銀行にてお振込ください。ATMからのお振込も可能です。
- 加入申込票に保険料のお支払い控えを必ず貼付してください。

	加入者名/口座名義人	銀行名・支店名	口座記号番号/口座番号
ゆうちょ銀行(郵便局)からの振込の場合	しゃかいふくしほうじんきょうとふしゃかい 社会福祉法人京都市社会 ふくしきょうぎかいほらんでいあ・ 福祉協議会ボランティア・		01020-6-55736
ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合	ふくしかつどうほけんがかり 福祉活動保険係	きょうと 府庁前支店 京都銀行	普通 822818

*年度途中でボランティア保険にご加入の場合、保険開始日は保険料振込日の翌日からとなります。

3. 申込書類を提出する

- 申込書類をお近くの京都市内各市町村社会福祉協議会窓口へご提出、またはご郵送ください。また、お客様控え(白色)はボランティア保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。
- ボランティア保険加入者カード(人数分)を発行いたします。お近くの京都市内各市町村社会福祉協議会にてお受け取りください。

各市町村社会福祉協議会にて受け付けた申込書類は、取扱代理店:(株)エスアールエムへ郵送され、その後申込内容、振込金額を確認の上、加入登録を行います。

*事故等があった場合に保険金支払手続がスムーズに行えるよう、申込書類は迅速かつ確実にご提出ください。

※ 追加加入、または事故報告書を提出される場合は、加入証記載の登録番号と団体名を正確にご記入ください。登録番号が不明の場合は、団体名のみをご記入いただいても結構です。

事故が起こった場合の手続

事故発生時は、事故発生日から30日以内に指定の「事故報告書(兼)証明書」を作成の上、原本を取扱代理店：(株)エスアールエムまでご送付ください。

※ 事故時には事故の証明をしてくださる第三者が必要です。

※ 保険加入時の団体とは別のボランティア活動中に起きた事故の場合は、保険加入の団体をご申告ください。

事故の状況を確認してください。ご加入されている保険を確認してください。

ボランティア本人が活動中、急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした。

ご請求される保険は**傷害保険**です。

ボランティア活動中、賠償事故を起こし、損害賠償を請求された。

ご請求される保険は**賠償責任保険**です。

身体障害：治療等の領収書を保管してください。
財物損壊：現場・現物の写真を撮影または現物を保管してください。
※ 過失割合や損害の程度により、お支払い金額が決定します。
(賠償金額等の決定については、事前に引受保険会社の承認を必要とします。)
安易に示談を行わないようにしてください。

「事故報告書(兼)証明書」を作成し、原本を下記までご送付ください。

(注) ボランティア保険の場合、事故証明は事故時のボランティア活動団体の関係者が行ってください。
被保険者が保険加入されている団体名および登録番号をご記入ください。

● 郵送先 〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672
(株)エスアールエム 『福祉の保険』係 宛

(株)エスアールエムにて保険加入状況・事故内容の確認を行い、事故の受付をします。
(注) 事故の内容等により保険の対象にならない場合があります。

(株)エスアールエムまたは三井住友海上火災保険(株)より被保険者へ保険金請求書類を送付いたします。

請求書類を三井住友海上火災保険(株)へご返送ください。

(株)エスアールエムより保険金請求書類を送付いたします。

請求書類を(株)エスアールエムへご返送ください。

ご請求内容を三井住友海上火災保険(株)が査定を行った上で、三井住友海上火災保険(株)より、保険金をお支払いいたします。

<示談交渉は必ず取扱代理店または引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

事故時のお問い合わせはこちらまで
(株)エスアールエム
『福祉の保険』専用ダイヤル

TEL: **075-822-8613** FAX: **075-841-1878**
平日 9:00~18:00

【ボランティア保険】事故報告書(兼)証明書

連事
絡故
先時

取扱代理店(株)エスアールエム
TEL:075-822-8613
FAX:075-841-1878

三井住友海上火災保険株式会社 御中

事故日時	20 年 月 日 (曜日) <input type="checkbox"/> 午前 / <input type="checkbox"/> 午後		時	分	頃	
事故発生場所	住所					
警察への届出	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り (警察署)					
事故状況	(できるだけ詳しくご記入ください)					

被保険者 ■傷害事故 の受傷者 ■賠償事故 の加害者	氏名	フリガナ -----	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (才)
	住所	〒 -	電話	()		

※該当する保険金のどちらかにご記入ください

傷害保険金	負傷部位及び形態	<input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> キリキズ <input type="checkbox"/> スリキズ <input type="checkbox"/> 断裂 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(単純) <input type="checkbox"/> 骨折(複雑) <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	治療費	<input type="checkbox"/> 健保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> その他	治療見込日数	<input type="checkbox"/> 通院 日 / <input type="checkbox"/> 入院 日			
	受診医療機関	名称	電話	()			
		住所	〒 -				
賠償保険金	被害者	氏名	フリガナ -----	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (才)
			住所	〒 -			
			電話	()			
	対人	負傷部位及び形態	<input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> キリキズ <input type="checkbox"/> スリキズ <input type="checkbox"/> 断裂 <input type="checkbox"/> 捻挫 <input type="checkbox"/> 脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(単純) <input type="checkbox"/> 骨折(複雑) <input type="checkbox"/> 火傷 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		治療費	<input type="checkbox"/> 健保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 労災 <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> その他	治療見込日数	<input type="checkbox"/> 通院 日 / <input type="checkbox"/> 入院 日		
		名称	電話	()			
		住所	〒 -				
対物	被害物	被害程度	被害物の購入年月	20 年 月			
	修理業者	名称	電話	()			

事故証明者	20 年 月 日 上記事故は事実には相違ありません。				
被保険者 本人以外	団体名	氏名 (印)			
	住所 〒 -	電話 ()			

被保険者の 保険加入状況	登録番号	加入団体名
今回の事故でその他の保険金請求がある場合ご記入ください		
<input type="checkbox"/> 福祉行事保険 (団体名		<input type="checkbox"/> その他 ()

個人情報取扱について

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

問い合わせ先

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館内）
TEL:075-252-6295 / FAX:075-252-6310
HP:<http://www.kyoshakyo.or.jp/>

取扱代理店

株式会社 エスアールエム

〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672
福祉の保険係ダイヤルイン TEL:075-822-8613
TEL(代表):075-822-8601 / FAX:075-841-1878
HP:<http://www.srm-net.co.jp/> E-mail:hoken@srm-net.co.jp

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 京都支店・営業第一課

〒600-8090 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266(三井住友海上京都ビル)
TEL:075-343-6141 / FAX:075-343-6189 HP:<http://www.ms-ins.com>